

# 大野町上水道事業 経営戦略（概要版）

令和元年度～令和10年度  
（2019年度～2028年度）

## 1 経営戦略策定の背景

大野町上水道事業は、これまで「大野町第六次総合計画」（平成27（2015）年3月）、「大野町水道ビジョン」（平成28（2016）年3月）で策定した施策に従って「安全で安定した水の供給」に取り組んできました。

一方で国の関連する施策としては、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26（2014）年8月29日付 総務省通知）において、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要とされています。

大野町上水道事業経営戦略は、上記の計画・通知等を踏まえ、公営企業としての事業、サービスの提供を安定的に行うための中長期的な経営の基本計画として位置付け、策定します。

計画期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。

## 2 水道事業の現状

### （施設の現状）

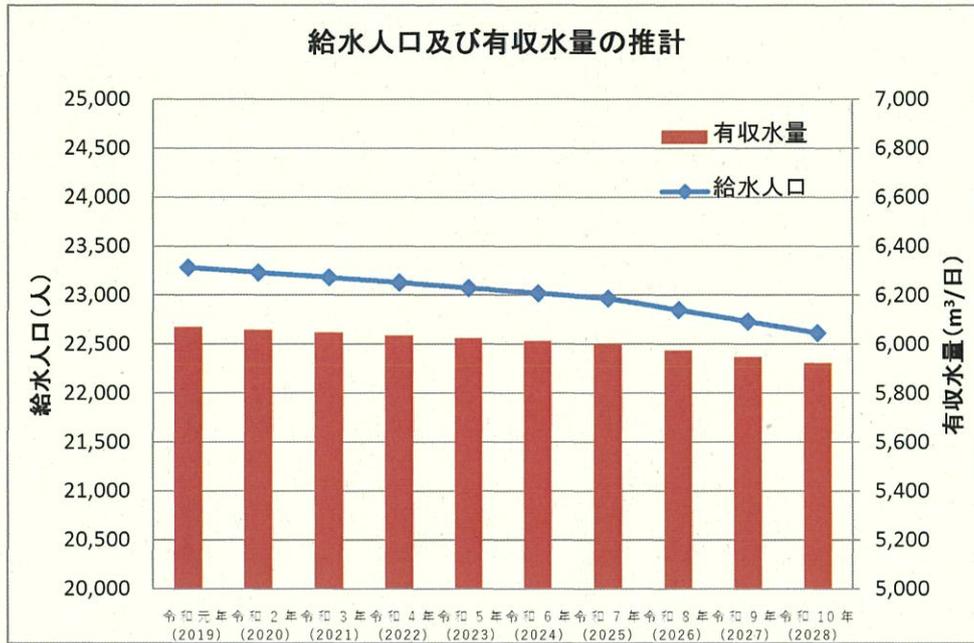
- ①電気・機械・計装設備…他の施設と比べて耐用年数が短いこともありますが、全体の半数以上の施設が経年化年数（法定耐用年数（地方公営企業法施行規則で減価償却の基準と定められている資産別耐用年数）の1.5倍）を超えています。
- ②管路…管路全延長の約2割が法定耐用年数を超えており、今後も増えていく見通しです。
- ③耐震化（主要施設）…主要な施設（管路を除く）については、概ね必要な耐震性を有しています（一部の施設で耐震性能についての確認を行う必要はあります。）が、管路については未だ非耐震管が多く、今後、耐震管への更新を進めていく必要があります。

### （経営の現状）

経常損益については、黒字が続いており、財政上は健全な経営状況となっています。また、企業債残高については、近年借入れを行っていないため、減少しています。一方で、経年化施設を多く抱えており、有収率（総配水量に対する水道料金徴収の対象水量の割合）は、平成29（2017）年度で71.8%と低い水準にあり、管路の老朽化が漏水に繋がっていると予想されます。施設の更新が先送りになっていたことで財政が健全になっている側面もあり、今後は、財政健全化だけでなく施設健全化とのバランスを考慮した経営を進めていく必要があります。

### 3 将来の水需要

今後、給水人口は緩やかに減少していくと予測されており、有収水量（水道料金徴収の対象水量）も同様に減少していくと考えられます。これに伴い、水道事業の根幹となる料金収入が減少していくと、今後の施設更新に影響が及び、財政と施設の健全化が進まなくなることが懸念されます。



### 4 投資計画

(重点施策)

重点施策	実施施策
主要施設の耐震診断 ・耐震補強	第2水源ポンプ井の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強または更新を行います。
管路の耐震化	管路の更新には、耐震管を使用することで、老朽管の解消と耐震化を併せて進めます。特に災害時の拠点施設、指定避難場所等については重要給水施設と位置付け、水源から重要給水施設までの管路については、優先的に更新を進めます。
電気・機械・計装設備の更新	更新・点検計画に基づいて、部品交換や定期点検、損傷箇所の早期修繕を行い、設備の長寿命化を図りながら更新を進めます。
老朽管更新工事	有収率の改善には、重要給水施設までの管路のみでなく、老朽管の更新が必要となります。特に布設年度が古い北部配水ブロックを中心に他の施策とのバランスを図りながら更新を進めます。

### （更新時期）

施設の更新時期の目安としては、法定耐用年数ではなく、「参考資料 実使用年数に基づく更新基準の設定例」（厚生労働省）を参考として町で設定した耐用年数（法定耐用年数の 1.25～2.25 倍程度）をベースとし、そのうえで計画期間内において過度な投資の集中がないように平準化を図ります（電気・機械・計装設備については、更新・点検計画に基づいて投資額を計上しています）。

これにより、設備の更新費により多少増減はありますが、概算の投資額は、平均で約 1.65 億円/年（4 条職員給与費含む）と見込んでいます。

## 5 財政計画

財源として構成される主なものは、料金収入、企業債、加入金、繰入金になります。今後は、料金収入の増加が見込めないなかで更新需要に対応していく必要があります。

～ケース 1～ あらたな財源確保を行わず、財源についてこれまでと同様とした場合

### （料金収入）

現状の料金体系のまま継続させます。

### （企業債）

新債の発行は、行わないものとします。

### （繰入金等）

過去の実績相当額を見込んでいます。

### 【試算結果】

多額の建設改良費の負担により、資金残高は急速に減少し、令和 7（2025）年度頃には資金が枯渇し、事業継続が困難になる見込みです。したがって、あらたな財源の確保策が必要となります。

～ケース 2～ あらたな財源確保を行う（料金の見直し、新規企業債の発行）場合

### （料金収入）

大野町では消費税の導入以降、住民への負担増とならないように水道料金について軽減措置を行い、実質的な値下げを行ってきました。これまでは良好な経営状況を保ってきましたが、一方で経年化施設を多く抱え、今後、更新費用の増加も見込まれることから、令和元（2019）年 10 月以降は軽減措置を終了し、税抜金額ベースで消費税導入前の水準に料金を戻す計画としています。

### （企業債）

企業債の発行は、後年度に返済のための元利償還金が発生しますが、整備した施設や管路は将来にわたって使用できるため、世代間の公平性の観点から、整備に必要な財源として、施設や管路の整備に係る投資額が集中する場合等に活用します。

本計画では、建設改良費の財源構成を自己財源と企業債で半分ずつとし、計画期間内の企業債による借入額を建設改良費の50%相当額と考えます。

(繰入金等)

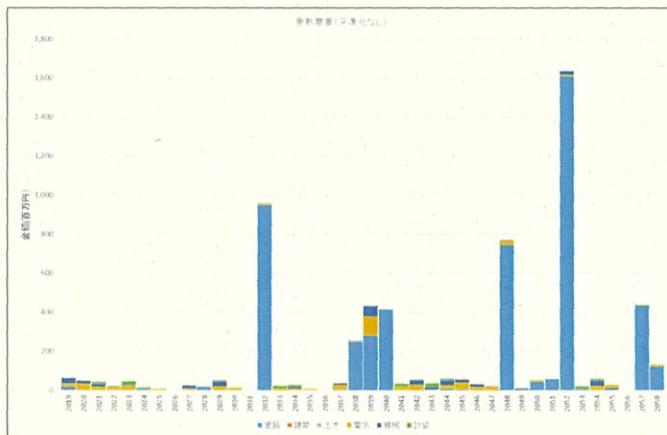
過去の実績相当額を見込んでいます。

(繰入金については、定められた繰出基準に即した繰入金(消火栓の設置及び管理に要する経費など、水道料金収入で賄うことが適当でない行政経費については、一般会計が負担するとされています。)については、これまでと同等程度の繰入金を想定しています。一方で、財源不足を補填するための繰出基準以外の繰入金については、本計画では見込んでいません。)

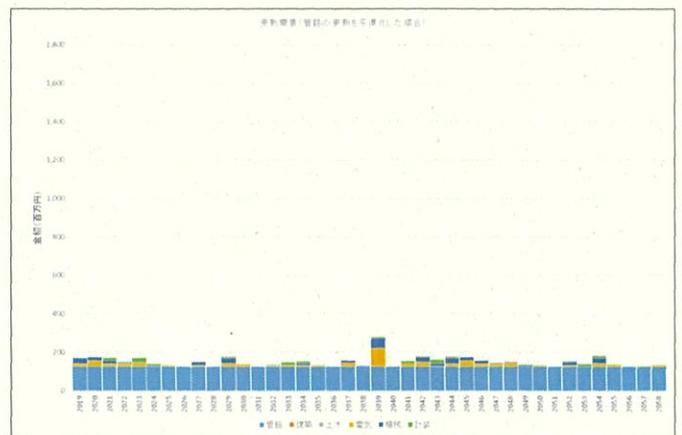
### 【試算結果】

計画期間内の収支は概ね均衡し、現状程度の資金残高で推移する見込みです。

ただし、更なる料金改定を行わなければ、計画期間外ではありますが、令和16(2034)年度頃に経常損益が赤字となる見込みです。



更新需要(平準化前)



更新需要(管路更新費平準化)

## 6 計画の点検・進捗管理

計画は、様々な推計を元にしてしています。また、事業の進捗についても様々な要因により計画どおり進捗していかないこともあります。したがって、毎年度の進捗管理(モニタリング)を行うとともに、計画期間の中間に当たる5年後を目安にフォローアップ(前期の実施状況と計画に大きな乖離がある場合は、その原因を分析し、計画の改善を実施)を行います。計画期間終了の10年後に計画の更新を行う予定です。

## 7 まとめ

大野町上水道事業は、これまで財政的に優良な状況にありましたが、一方で、経年化資産を多く抱えており、今後は財政状況だけでなく、施設健全化とのバランスを考えながら経営を進めていく必要があります。施設の更新については、「参考資料 実使用年数に基づく更新基準の設定例」（厚生労働省）を参考として、財政の圧迫がないようにできる限り長い更新基準を設定しておりますが、設定した年数まで問題なく使用できるといった意味合いではありません。したがって、設定した更新基準をベースとしたうえで、年度による過度な建設費の集中がないように、投資の平準化を行い、計画的に更新を進めていきます。このように設定した更新需要に対して、本計画では①水道料金の見直し（消費税率 10%への引上げに合わせこれまでの軽減措置を終了）と②企業債の発行（建設改良費の 50%相当額）を財源確保策として推進していきます。（計画期間内における収支の均衡を目標に設定）

「5 財政計画」ケース2の試算結果にもあるとおり、長期的には、企業債の支払利息の増加、給水収益の減少により、更なる水道料金の見直しが必要となることが考えられます。ただし、長期の推計は実際との乖離が大きくなりますので、定期的に財政計画の見直しを行い、料金改定に理解を得られるか等について判断しながら進めていきます。